

生駒市訓令甲第7号

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年5月30日

生駒市長 山下 真

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部を改正する訓令

生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和47年12月生駒市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

第3項中「135,000円」を「183,000円」に改める。

第4項の表中「140,500円」を「141,900円」に、「106,500円」を「107,600円」に、「161,000円」を「162,000円」に、「18,600円」を「34,500円」に、「80,900円」を「81,700円」に、「243,000円」を「245,000円」に、「135,000円」を「183,000円」に、「56,900円」を「57,500円」に、「126,000円」を「127,000円」に、「238,000円」を「240,000円」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 兄又は姉が保育所に入所し、又は認定こども園に在園している場合は、当該兄又は姉も同時に幼稚園に就園しているものとみなしてこの表を適用する。

第5項中「小学校1年生」の次に「又は2年生」を加え、同項の表中「156,000円」を「157,000円」に、「170,000円」を「171,000円」に、「125,000円」を「126,000円」に、「143,000円」を「144,000円」に、「18,600円」を「3

4,500円」に、「102,000円」を「103,000円」に、「122,000円」を「123,000円」に、「135,000円」を「183,000円」に、「80,000円」を「81,000円」に、「103,000円」を「104,000円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この訓令は、平成19年6月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 改正後の生駒市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成19年度以後の年度分の就園奨励費補助金について適用し、平成18年度までの就園奨励費補助金については、なお従前の例による。